

# 熊本県低所得のひとり親世帯への 生活支援特別給付金のご案内

## 1. 対象世帯

県内において既に「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の支給を受けた「ひとり親世帯」が対象となります。

● **給付額** 1世帯**2万円**（第2子以降児童一人当たり5千円加算）

## 2. 手続きについて

○低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を既に受給された方には申請不要（※1）で支給されます。

○なお、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の「その他世帯分」を受給された方のうち、ひとり親世帯に該当する方はお住まいの町に申請（※2）することにより、本給付金を受給することができます。

（※1）以下に該当する場合はそれぞれ以下の手続きが必要です。

- ・受給を拒否される場合：「給付金受給拒否の届出書」
- ・支給登録口座を新たに指定する場合：「給付金支給口座登録等の届出書」様式は町ホームページに掲載しています。

いずれも、本案内が届いてから2週間以内に以下の窓口までご提出ください。

（※2）申請書については役場福祉課窓口へお問合せください。

### 【支給時期について】

このお知らせが届いた対象世帯の方については、R4年8月中の支給を予定しています。

### お問い合わせ先

南関町 福祉課 子育て支援係  
〒861-898 熊本県玉名郡南関町大字関町64番地  
電話： 0968-57-8503